

静岡県野球連盟 東部少年部長様

今年度全軟連の技術委員会が検討し通達してきた「投手の投球制限」についての内容を下記にお知らせします。

詳細は支部審判部長からお聞きください。

大変重要なことですので、傘下チームの監督・コーチによく説明してください。

少年部・学童部の投手の投球回数制限について

平成26年2月23日

(公財)全日本軟式野球連盟
技術委員会

(目的) 肘・肩の障害防止のため

(基本) (1日2試合) 1日7イニングまでとする。

(特例) ただし、特別延長戦に限り2イニングまで認める。

(範囲) なお、特別延長戦に投げることができる投手は、最終回を投げ切って継続する投手、または新たに特別延長戦に登板する投手とする。

(例示)

- 1、先発した投手が7回まで投げ、特別延長戦になったため、8回・9回を継続して投げる場合。(投球回数 7回)
- 2、5回からリリーフした投手が7回まで投げ、特別延長戦になったため、8回・9回を継続して投げる場合。(投球回数 3回)
- 3、1試合目に4回投げた投手が、その日の2試合目の5回から登板し7回まで投げ8回・9回を継続して投げる場合。(投球回数 7回)
- 4、1試合目の5回からリリーフし7回まで投げ、かつ特別延長戦の8回を投げた投手が、2試合目の4回からリリーフして7回まで投げ、特別延長戦になったため8回だけ継続して投げる場合。(投球回数 7回)
※この場合9回は新たな投手に交代しなければならない。
- 5、先発した投手が7回まで投げ、特別延長戦になったため、新たな投手が登板し特別延長戦の8回・9回を投げる場合。(投球回数 0回)
※この場合、特別延長戦を投げた投手は、2試合目に7回を投げることは可能である。
※1試合目に7回を投げた投手は、2試合目の特別延長戦に登板することは出来ない。